

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
賢所等改修第8回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年4月1日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。 賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす(株)大林組と随意契約を締結したものである。 また、本件工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事が一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。（会計法第29条の3第4項）	71,032,500	70,875,000	99.8%	—	
東宮御所配管設備改修ほか第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年4月1日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、東宮御所配管設備改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修及び増築等を目的とする工事である。 前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	285,495,000	284,550,000	99.7%	—	
宮殿庭園マツ手入工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年4月30日	岩田造園土木株式会社 東京都荒川区西日暮里一丁目5番1号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	4,830,000	—	—	
皇居西地区園地管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年5月21日	日本緑化土木株式会社 東京都品川区南品川3丁目5番34号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	5,922,000	—	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
東宮御所太陽光発電設備整備ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成21年5月27日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号	本工事は、東宮御所事務棟屋根上に太陽光発電設備を整備する工事であり、また、東宮御所公室棟各所の経年劣化箇所等の修繕を施す工事である。 本工事は東宮御所配管設備改修ほか工事と施工箇所が重複、錯綜する工事であり、現在施工中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも東宮御所配管設備改修ほか工事の施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	31,741,500	31,710,000	99.9%	—	
御所機械設備更新ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成21年6月9日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号	本工事は、御所屋外機械置場に設置の空気調和設備（貫流蒸気ボイラ）、給水設備（受水槽・給水加圧ポンプ）及び関連設備（自動制御設備及び電気設備）の経年劣化による更新並びに各所手洗所内に設置の衛生器具設備（温水洗浄便座）の更新、事務棟照明器具改修・床改修等を行う工事である。 本工事は、両陛下の御生活において重要な設備である空調設備・給水設備・衛生器具設備の更新等を行うことから、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、御留守期間等の限られた時間内に既存システムとの整合性を保ち、安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了するためには、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 ㈱大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社であり、かつ、御所の改修工事を施工した実績を有し、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の会社であるため。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	43,911,000	43,050,000	98.0%	—	
三笠宮邸機械設備更新ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成21年6月9日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号	本工事は、三笠宮邸地下機械室に設置されている熱源機器（小型吸収冷温水機、温水ボイラー）及び関連設備（ポンプ類及び電源設備）の経年劣化による更新並びに厨房床下の給湯配管更新を行う工事である。 本工事は、両陛下の御生活において重要な設備である空調設備・給湯設備の熱源機器等を更新することから、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、御留守期間等の限られた時間内に既存システムとの整合性を保ち、安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了するためには、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 ㈱竹中工務店は、当該施設の新築及び改修工事を施工し、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の会社であるため。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	41,622,000	41,580,000	99.9%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
東宮御所周辺施設整備ほか工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成21年6月17日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	<p>本業務は、東宮御所周辺施設整備ほか工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成19年度に株式会社日本設計が行った実施設計業務の内容を踏まえて実施するものである。</p> <p>本業務対象工事は、新築工事、外構工事等多岐にわたり、また高い品質管理が求められる。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき、順次具体化する必要がある、実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。</p> <p>上記設計業者は、最も業務内容を把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	3,730,650	2,730,000	73.2%	—	
宮殿正殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成21年6月29日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	<p>本工事は、正殿ブラインドシャッター改修、正殿報道室電動パネル壁修繕を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。</p> <p>㈱竹中工務店は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	(非公表)	18,375,000	—	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿豊明殿ほか保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年7月3日	鹿島建設株式会社 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	本工事は、宮殿豊明殿電動ベネシャンブラインド取替、設備管制所エアコン取付、豊明殿大膳手洗所衛生設備改修を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 鹿島建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	9,705,150	7,875,000	81.1%	一	
秋篠宮邸改修工事	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長 補佐 鴨澤 豊 東京都千代田区千代田1-1	平成21年8月7日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、秋篠宮邸において手狭になっている収納・作業スペースの確保のため、既存室の模様替えを行い、収納室新設及び作業室改修を行う工事である。また、経年劣化に伴う応接室の内装改修（壁裂地張替）工事も併せて行う。 本工事の施工場所は、宮邸内における御生活に直接関わる部分であるため、御生活への影響を最小限にとどめつつ、御留守中を含め御在殿中にも調査及び施工を完了することを求められ、また既存施設との意匠の整合性を保ち、確実に施工を完了するため、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 清水建設㈱は、当該施設の新築（旧秩父宮邸）及び増築・改修（秋篠宮邸）工事を施工した実績を有し、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	17,230,500	16,800,000	97.5%	一	
東宮御所配管設備改修ほか第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成21年8月20日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、東宮御所配管設備改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修及び増築等を目的とする工事である。 前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	76,471,500	76,125,000	99.5%	一	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
泉山陵墓地ほか枯損木処理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成21年8月27日	(株)山田造園 京都市伏見区深草東伊達町1番地	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	2,921,100	2,730,000	93.5%	—	
京都御所障壁画修理ほか工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成21年8月27日	(株)松村泰山堂 京都市北区小山西大野町51番地3	本件は、京都御所各御殿に残存する障壁画の保存修理を行うことを目的とする。 京都御所各御殿の障壁画は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は1,750面を越える。 これらの障壁画は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。 文化的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。 上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	11,707,500	—	—	
東宮御所配管設備改修ほか工事に伴う第4回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成21年9月4日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	本業務対象工事は、東宮御所配管設備改修ほか工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断される。また、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも、今迄継続して本業務を任せてきた工事監理業者以外の者に本業務を任せることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	2,106,300	2,100,000	99.7%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院正倉整備に関する基本設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成21年9月9日	(財)文化財建造物保存技術協会 東京都文京区本郷1丁目28番10号(本郷TKビル内)	本業務は、正倉院内において計画されている正倉院正倉整備に関する基本設計を行うものである。 本施設の設計は、その成果があらかじめ目に見えるものではなく、設計者によってその結果に差異が生じることとなるもので、設計料の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適性に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要となる。本業務は、設計者のこれまでの経験の蓄積に基づく専門家としてのノウハウが、求める設計成果を実現する上での絶対条件となることから、設計者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によるものとした。 宮内庁京都事務所コンサルタント選定委員会において、技術提案書の提出者を選定し、提出された技術提案書を総合評価した結果、公益財団法人文化財建造物保存技術協会に特定されたため。(会計法第29条の3第4項)	6,680,100	6,615,000	99.0%	—	
京都御所杉戸絵修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成21年9月14日	(財)元興寺文化財研究所 奈良県奈良市中院町11番地	本件は、京都御所各御殿に残存する杉戸絵の保存修理を行うことを目的とする。 京都御所各御殿の杉戸絵は、安政度造営時(一部寛政度造営時のもの残存)に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものである。 これらの杉戸絵は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による絵の具の剥落等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。 文化的価値の非常に高い杉戸絵の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。 上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている財団法人元興寺文化財研究所を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、財団法人元興寺文化財研究所が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	12,300,750	—	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院東西宝庫耐震・空調設備改修設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成21年10月1日	(株)小西設計 大阪市西区立売堀1丁目1 2番16号	本業務は、正倉院内において計画されている正倉院東西宝庫耐震・空調設備改修に関する設計を行うものである。本施設の設計は、その成果があらかじめ目に見えるものではなく、設計者によってその結果に差異が生じることとなるもので、設計料の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適性に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要となる。本業務は、設計者のこれまでの経験の蓄積に基づく専門家としてのノウハウが、求める設計成果を実現する上での絶対条件となることから、設計者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によるものとした。 宮内庁京都事務所コンサルタント選定委員会において、技術提案書の提出者を選定し、提出された技術提案書を総合評価した結果、株式会社小西設計に特定されたため。（会計法第29条の3第4項）	7,274,400	7,245,000	99.6%	—	
東宮御所周辺施設整備ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1 -1	平成21年10月7日	鹿島建設株式会社東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3 番8号	本工事は、東宮御所配管設備改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修及び増築等を目的とする工事である。 前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	28,560,000	28,455,000	99.6%	—	
葉山御用邸管理事務所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1 -1	平成21年10月13日	株式会社新幸建設 神奈川県逗子市山の根3丁 目5番22号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	8,132,250	8,085,000	99.4%	—	
皇居東地区支障樹木処理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1 -1	平成21年11月19日	株式会社桂造園 東京都葛飾区亀有三丁目3 3番2号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	26,250,000	—	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
東宮御所各所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成21年12月7日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、東宮御一家の御生活に支障をきたしている箇所等を改修する工事である。 本工事は、東宮御一家の御生活に直接関わる箇所の改修工事もあることから、御生活への影響を最小限とするため、御留守期間等の限られた時間内に調査及び施工を完了し、既存施設との意匠の整合性を厳しく求められ、確実に施工を完了するためには、施設の形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設は、平成20年度から平成21年度にかけて行った東宮御所配管設備改修ほか工事を施工した会社であり、過去には東宮御所において、大規模改修や増築工事を施工し、安全かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,158,400	3,150,000	99.7%	—	
御所ほか自動制御設備改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成21年12月9日	株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	本工事は、御所・宮殿等の各建物に設置されている自動制御設備の一部を改修する工事である。 当該自動制御設備は、各建物の空調設備等の運転を適切に制御するための設備である。 本工事では、当該自動制御設備に関わる空調設備等の稼働から停止まで一連の運転を正常に制御し、運転状態の監視も常時できるよう製造者だけが持つ独自のデータに基づき調整する必要がある。 従って、本工事では他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料やデータを保有している製造者による施工が必要であり、他社では修理後の試運転において当該設備が正常に機能していることを確認し判断することが極めて困難であるため、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、適切に動作しない等著しい支障が生じる恐れがある。 山武は、当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	11,487,000	11,025,000	96.0%	—	
皇居乾門通り並木改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年1月5日	上園緑地建設株式会社 大阪市旭区高殿1丁目1番13号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	23,740,500	22,050,000	92.9%	—	
御料牧場肉加工所と畜棟新築ほか工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年1月6日	株式会社梓設計 東京都品川区東品川二丁目1番11号	本業務は、御料牧場肉加工所と畜棟新築ほか工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成18年度に（株）梓設計が行った実施設計業務の内容を踏まえて実施するものである。 また、実施設計業務及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき、順次具体化する必要があるため、実施設計業務と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。 （株）梓設計は、最も業務内容を把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,178,455	3,150,000	99.1%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
阿保親王墓林相整備工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成22年1月18日	(株) 緑石園 兵庫県芦屋市南宮町一番一号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,292,400	4,200,000	97.8%	—	
高円宮邸改修工事に伴う基本設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年1月20日	株式会社内井建築設計事務所 東京都品川区上大崎4丁目5番26号	高円宮邸の改修計画は、高円宮邸が新築後20年以上を経過し、設備機器などの老朽化の改善及び女王殿下方のご成長に伴う狭隘な住空間の解消など、御生活環境の改善を目的とするものである。 高円宮邸は、著名な建築家である内井昭蔵氏設計の建築物であり、改修にあたっては、建物のもつ設計主旨や意匠を受け継ぎ、永く芸術性を損なわずに維持管理をする必要がある。 内井建築設計事務所は、高円宮邸新築時及び増築時（平成12年）に設計を行い、本建物のもつ設計主旨や意匠を十分理解し、本建物に関する一切を熟知し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	5,212,200	5,124,000	98.3%	—	
賢所等改修第9回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年1月26日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。 賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす内大林組と随意契約を締結したものである。 また、本件工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事とが一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。（会計法第29条の3第4項）	231,735,000	231,000,000	99.7%	—	
武蔵陵墓地樹木管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年1月27日	株式会社葉袋造園 東京都昭島市玉川町三丁目6番16号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	2,940,000	—	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇居東御苑伝統的木造建築物詳細調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年2月3日	株式会社建文 東京都中野区中央1-22-13	本業務は、皇居東御苑百人番所及び北桔橋門の詳細調査を施し、耐震診断により建物構造体全体の耐震性能を評価して、施設保全管理のための資料を得るものである。 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式により公示を行い、提出された技術提案書をコンサルタント選定委員会において評価した結果、当該業者が特定されたため。（会計法第29条の3第4項）	4,593,750	4,200,000	91.4%	—	
皇居北桔土橋ほか耐震検討業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年2月4日	明治コンサルタント株式会社東京支店 東京都江戸川区臨海町3丁目6番4号	本業務は、北桔土橋及び北桔橋の現況調査・耐震検討を行うものである。 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式により公示を行い、提出された技術提案書をコンサルタント選定委員会において評価した結果、当該業者が特定されたため。（会計法第29条の3第4項）	27,510,000	27,300,000	99.2%	—	
皇居半蔵濠堤上樹木管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年2月8日	株式会社高橋植木 東京都世田谷区用賀1丁目26番14号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	11,539,500	11,371,500	98.5%	—	
赤坂御用地分厩坂倉庫再整備に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年2月16日	株式会社相和技術研究所 東京都品川区上大崎2丁目18番1号	本業務は、赤坂御用地内の老朽化した鉄筋コンクリート造の倉庫建物に耐震性能、防災性能を付与し、総合的且つ合理的な改修設計を行うものである。 本業務は、標準プロポーザル方式により提出された技術提案書をコンサルタント選定委員会において評価した結果、当該業者が特定されたため。（会計法第29条の3第4項）	13,282,500	13,230,000	99.6%	—	
東宮御所周辺施設整備ほか第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年2月26日	鹿島建設株式会社東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	本工事は、東宮御所周辺施設整備ほか工事からの継続工事であり、東宮御所周辺施設建物の延焼防止防火対策工事を目的とする工事である。 前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	4,387,950	4,357,500	99.3%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
御料牧場肉加工所耐震改修設計ほか業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年3月3日	株式会社梓設計 東京都品川区東品川二丁目1番1号	<p>本業務は、平成22年度に計画している御料牧場肉加工所増築ほか工事を実施するにあたり、建築基準法の改正に伴い、平成18年度に実施した「御料牧場肉加工所地区整備ほか工事に伴う設計業務」で含まなかった耐震診断及び耐震設計を追加として行うものである。</p> <p>本業務は、平成18年度に実施した設計業務の主旨と機能を損なうことなく、一貫した考え方や方針に基づき構造設計する必要があり、本業務と平成18年度の設計業務の設計者が異なる場合には、前設計内容の変更が生じた際に責任の範囲や正誤性が不明確となる恐れがあるため、密接不可分の関係にある。</p> <p>㈱梓設計は、御料牧場肉加工所地区整備ほか工事に伴う設計業務を行った業者であり、最も業務内容を把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号）</p>	6,357,750	6,300,000	99.1%	—	
秋篠宮邸造り付け家具取設ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1	平成22年3月10日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	<p>本工事は、秋篠宮邸において収納スペースの確保のため、造り付け家具の設置を行う工事である。</p> <p>本工事の施工場所は、宮邸内における御生活に直接関わる部分であるため、御生活への影響を最小限にとどめつつ、御留守中を含め御在殿中にも調査及び施工を完了することを求められ、また既存施設との意匠の整合性を保ち、確実に施工を完了するため、施設の形状等を熟知し、高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設㈱は、当該施設の新築（旧秩父宮邸）及び増築・改修（秋篠宮邸）工事を施工した実績を有し、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の会社であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	10,399,200	10,395,000	100.0%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>宮殿保全整備計画に伴う第8回詳細調査業務</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 森山 茂樹 東京都千代田区千代田1-1</p>	<p>平成22年3月12日</p>	<p>財団法人建築保全センター 東京都中央区新川1丁目24番地8号</p>	<p>宮殿は、竣工以来40余年を経過し、経年による劣化が進んできており、宮殿が国の最高の儀式を行う施設であることに鑑み、建築・設備全体にわたる耐震性・劣化状況等を把握し、また、将来に向けて省エネ化・情報化・バリアフリー化等に対応するための改修方法も検討し、総合的に長期改修計画を立てる必要がある。このため、平成13年度に学識経験者からなる「宮殿保全整備に関する検討委員会」を設置し、その委員会の基礎資料とするため、同年に宮殿全体の現況把握を目的とした総合的な概況調査を実施した。その後、現在まで継続されている委員会のなかで、宮殿保全整備の基本方針や「宮殿保全基準」（案）がまとめられ、宮殿を保全していくための業務体制の整備が進められている。その委員会で検討される機能性・安全性・耐震性等それぞれについての詳細調査及び調査結果と、それまでの委員会で進められた内容を反映させた資料作成が必要なことから、「宮殿保全整備計画に伴う詳細調査業務」を継続的に並行して実施しているところである。本業務は、宮殿整備の基本方針や「宮殿保全基準」（案）を踏まえ当庁担当者において統一した方向性とするための基礎資料作成を目的とし、宮殿を構成する部位、部材がどのような宮殿基本設計者当のデザインコンセプトと経緯から成り立っているのかを理解できる資料を収集・整理し、これらの資料及び「宮殿保全整備に関する検討委員会」で検討された事項の考え方をもとに、意匠性が重視される部分の改修工事等において、最も適した改修案を導き出すため手順書等作成を行わせるものであり、「宮殿保全基準」（案）を補足するものである。財団法人建築保全センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的として設立された公益法人であり、官公庁施設の保全に関する診断システムの開発、補修・改修工法の評価、総合耐震診断・劣化診断等の各種調査研究や、官庁施設の保全・更新の計画について多くの実績を有している。また、平成13年度の総合的な概況調査及び前回までの「宮殿保全整備計画に伴う詳細調査業務」と本業務は密接不可分であるため、前回業務を履行した者でなければ、本業務を円滑かつ適切に行うことは困難である。同センターは、前回業務を履行しており、本業務を適切に実施できる唯一の機関である。（会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号）</p>	<p>1,492,050</p>	<p>1,470,000</p>	<p>98.5%</p>	<p>—</p>	